

[Vol.111] 子どもの発達支援

市では、子育て支援に関する複合施設である「子育て総合支援センター」を設置しています。センター内には、市立保育所の「いずみ保育園」、未就園児の親子の遊び場「こっころひろば」、発達に心配のあるお子さんの療育を行う「幼児教室らら」、そして「子ども発達支援センター」があります。

子ども発達支援センター（以下、発達支援センター）は、子どもの発達についての専門のスタッフがお子さんの発達を支援するところです。

お子さんの発達に不安を感じたら

お子さんの成長・発達に心配を感じた時は、地域の母子保健担当の保健師にご相談ください。乳幼児健診時のほか、心配な時はいつでも相談することができます。また、子育て総合支援センターも気軽な相談先としてご利用いただけます。保健師や助産師が電話やメールでの相談に応じているほか、「こっころひろば」ではお子さんを遊ばせながら保育士に相談す

ることができます。より専門的なスタッフに相談したい場合は、発達支援センターのスタッフが個別の発達相談を行っています。希望される場合は、各地域の保健師が発達支援センターにご連絡ください。

「園訪問」でお子さんの様子を見守ります

発達支援センターでは、スタッフが市内全ての幼稚園・保育園・認定こども園などを訪問する「園訪問」を行っています。園での集団生活の様子を見たり、先生方からお話を聞いたりすることで、保護者の方が家庭で見ているだけでは気付きにくい発達の課題が見えてくることがあります。スタッフから見て、お子さんの発達に心配が見られる時には、個別の発達相談をお勧めする場合があります。

発達支援センターは、保護者の皆さんと一緒に子どもたちの健やかな成長を見守ります。心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ 子ども発達支援センター（☎ 23-4618）

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

江刺保育園子育て支援センター（☎ 090 - 7327 - 9686）
「友遊広場」お弁当デコ

♣ 本年度からお弁当学マスター認定講師の千葉高子さんによる「お弁当デコ」を開催し、簡単にできるキャラクター弁当の作り方を教えてもらっています。いつもと違う可愛いごはんに、子どもたちもパクパク！ 普段のお弁当作りにも役立ちます。1月は14日㊗と24日㊗に開催予定です（2日前までに要予約）。ぜひ遊びに来てください。



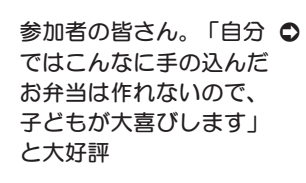
① 和気あいあいとお弁当づくり。参加者の友達づくりの場にも



② 12月4日㊗のメニューは「クリスマスくまさんパスタ弁当」



③ 「くまさんだ～！おいしい！」と大喜びの高橋莉奈ちゃん（3歳・手前）、千葉菜子ちゃん（2歳8カ月）



参加者の皆さん。「自分ではこんなに手の込んだお弁当は作れないので、子どもが大喜びします」と大好評



←おうしゅう子育てガイド

医療機関、おでかけマップなど、子育てに役立つ情報を掲載しています

広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第22回 入退院支援 ～安心して住み慣れた地域に帰るために～ / 総合水沢病院

「入退院支援」とは、入院する患者さんが安心して入院生活を送れるように、また退院後も住み慣れた地域（家、施設）での生活が続けられるように支援することをいいます。

予約入院の患者さんには、治療過程をイメージして安心して入院に臨めるように、入院前から支援します。入退院支援看護師が手術や検査のスケジュール説明、入院前の病状と生活状況の聞き取りを行い、薬剤師は服薬中の薬や副作用歴の確認、管理栄養士は栄養状態やアレルギー食材の聞き取りをすることで、治療がスムーズに行われるよう連携しています。

また、入院後間もない時期から入退院支援看護師や医療相談員が退院後の生活を視野に入れた支援を

行います。「住み慣れた家に帰れるか」「昼間は一人になるが大丈夫か」「医療処置があるが一人でできるか」など患者さんが病気によって抱えるさまざまな問題を、退院の話が出てからではなく入院時から一緒に考えます。患者さん自身もあらかじめ家族と話し合っておくことが、退院後の生活を安心して送るためには大切です。

各病院では、入退院支援看護師や医療相談員が中心となり、医師、ケアマネジャー、介護サービス提供者などと協力しながら、患者さんが自分らしい暮らしを送るためのお手伝いをしています。

次号は、小規模多機能型居宅介護について紹介します。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室（☎ 34-2906） ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（☎ 34-2199）

はい、こちら

総合相談室

（☎ 34-2915、FAX 24-1991）

消費生活相談		前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週㊗	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ 毎週㊗	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ 毎週㊗	

便利で楽しいフリマアプリ ～利用に注意～



Q. フリマアプリでバッグを探していたら、気に入った商品が出品されていました。商品説明には「中古品であるが美品」と記載されていて、値段も格安だったのですぐに購入しました。ところが、届いた商品はボロボロで使える状態ではありません。出品者に抗議のメールを送りましたが、反対に「難癖をつける悪質な利用者」と言われてしまいました。支払いをせず、商品を返したいのですが…。

A. オンライン上で、フリーマーケットのように主に個人間による物品の売買を行えるフリマアプリ。簡単に物を売買できるので利用者が増えて

いますが、その反面、トラブルも増加しています。

フリマアプリは基本的に個人間の取引なので、両者の間でトラブルを解決する必要があります。トラブルを防ぐためには、取引相手の過去の評価を見て、誠実に取引をしてくれる人かどうか判断することが大事です。今回のフリマサービスは、商品受け取り後の評価をしなければ代金の支払いの手続きまで進まないシステムでした。後は商品の返品の方法について販売者と話し合っ決めてことになります。利用の際は利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為などを理解しておくことが大切です。



広告